

大阪市告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金及び遅延損害金の徴収及び収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年5月13日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

名称

弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆

住所又は事務所の所在地

東京都千代田区丸の内3丁目4-1 新国際ビル4階

2 指定日

令和8年3月13日

3 指定期間

令和8年3月13日から令和9年3月31日まで

4 委託日

令和8年3月13日

(こども青少年局子育て支援部こども家庭課)